

あなたのお店は
迷惑をかけていませんか!!



目次

1. 騒音の規制	1
音響機器等の使用制限について	2
深夜営業等に関する規制基準	2
日常生活等に適用する規制基準	3
音の大きさのめやす	3
2. 事前の対策	
あなたのお店は問題ありませんか？	4
防音・におい対策と留意点	6
もし、苦情を言われたら？	8
相談・問い合わせ先	9

はじめに

世田谷区は、比較的良好な住環境に恵まれています。しかし、都市化の進展により住宅が密集し、人々の生活様式が多様化するにつれて、近隣公害としての騒音・悪臭などが発生し、快適な生活環境が失われようとしています。

特に、夜間・深夜における飲食店・スナック等のカラオケ・有線放送その他音響機器からの騒音等は、安眠妨害などにより近隣住民の健康に大きな影響を与え、社会問題となっています。

本区では、世田谷区環境基本条例を定め、区民、事業者そして区、それぞれの責務と協働により、環境と共生するまちづくりを進めていくことを明らかにしました。また、具体的な公害問題に対しては、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、施設の改善・使用時間の制限など必要な指導を行っております。

近隣公害をなくすには、飲食店営業の皆様のご協力的により、未然に防止することが大切です。そのために、施設の改善による防音対策をとり、音響機器の取り扱いにもこまやかな心遣いをしていただくことが必要になります。さらに、周囲の方々との日ごろからの近所づき合いも大切です。

本冊子により、営業に伴う深夜騒音等の防止について深いご理解をいただき、飲食店営業の皆様と共に、住みよい地域社会づくりをめざし努力していきたくと考えております。

1. 騒音の規制

●きまりを守って

飲食店などの深夜営業騒音等については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で規制しています。

また、風俗営業や深夜の飲食店営業等の騒音については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」でも規制されています。

規制の内容をよく確認して、騒音等の防止に努めてください。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による規制

対象	時間	主な内容
飲食店・喫茶店	午後11時～ 翌日午前6時	原則としてカラオケ装置等の使用禁止（第131条）
深夜営業者等 （飲食店・ 喫茶店を含む）	午後11時～ 翌日午前6時	住居系地域とその周辺地域で規制基準を超える騒音を発生させてはならない（第132条）
だれでも	午後8時～ 翌日午前6時	道路その他公共の場所で付近の静穏を害する行為をしてはならない（第133条）
だれでも	いつでも	定められた規制基準（基準の定めのないものは人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない（第136条）

音響機器等の使用制限について（都条例第131条）

対象音響機器とは、カラオケ装置・電気蓄音機・拡声装置・有線ラジオ受信装置・録音及び再生装置・楽器です。

防音対策がなされ、音が外部に漏れない場合、住宅・病院から50m（商業地域にある住宅等からは20m）以上離れている場合には適用されません。

深夜営業等に関する規制基準（都条例第132条関係）

区域の区分		音源の存する敷地と隣地との境界線における音量 (単位 デシベル)
種別	該当地域	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 AA地域(※) 前号に接する地先及び水面(※)	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域(第1種区域を除く) 第2種中高層住居専用地域(第1種区域を除く) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域(第1種、第3種、第4種区域を除く)(※) 第1特別地域	45
第3種区域	近隣商業地域(第1特別地域を除く) 商業地域(第1特別地域を除く) 準工業地域(第1特別地域を除く) 第2特別地域(※) 前号に接する地先及び水面(※)	50
第4種区域	工業地域(第1、第2特別地域を除く)(※) 第3特別地域(※) 前号に接する地先及び水面(※)	55

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。

(※)は世田谷区にはない地域です。

日常生活等に適用する規制基準（都条例第136条関係）

種別	区域の区分 該当地域	時間の区分			
		6時朝	8時昼間	19時夕	23時夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 AA地域(※) 第1種文教地区(※) 前号に接する地先及び水面(※)	40	45	40	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域(第1種区域を除く) 第2種中高層住居専用地域(第1種区域を除く) 第1種住居地域(第1種区域を除く) 第2種住居地域(第1種区域を除く) 準住居地域(第1種区域を除く) 無指定地域(第1種、第3種区域を除く)(※)	45	50	45	45
第3種区域	近隣商業地域(第1種区域を除く) 商業地域(第1種区域を除く) 準工業地域 工業地域(※) 前号に接する地先及び水面(※)	55	60	55	50
第4種区域	商業地域であって知事が指定する地域(※)	60	70	60	55

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。

(※)は世田谷区にはない地域です。

音の大きさのめやす

※あくまでも目安です

音の大きさ(デシベル)		40	50	60	70	80	90
日常生活音のいろいろ	家庭用設備	[音の大きさのめやすの目盛り]					
	家庭用機器	[音の大きさのめやすの目盛り]					
	音響機器	[音の大きさのめやすの目盛り]					
	その他	[音の大きさのめやすの目盛り]					

日常の会話 大声

2. 事前の対策

あなたのお店は問題ありませんか？ チェックしてみましょう

店からの音もれは？

- ① もれていない
- ② 少しもれている
- ③ ひどくもれている

カラオケの使用時間は？

- ① 午後11時まで
- ② 午前2時まで
- ③ 翌朝まで

壁・天井の構造は？

- ① 防音壁で完ぺき
- ② 部分的には防音済み
- ③ 普通の壁・天井のまま

換気扇は？

- ① ダクトで屋上へ
- ② カバーだけは付けてある
- ③ むき出しである

冷暖房機器は？

- ① 防音工事をしてある
- ② 隣から離してある
- ③ 点検もしていない

近隣住民との交流は？

- ① 近所づき合いをしている
- ② 顔くらいは知っている
- ③ 全然知らない

カラオケの音量は？

- ① 固定している
- ② 調整している
- ③ 自由にさせている

客を見送りますか？

- ① 控えている
- ② 外まで見送る
- ③ 外へ出て大声で送り出す

壁・天井の構造は？

- ① 防音壁で完ぺき
- ② 部分的には防音済み
- ③ 普通の壁・天井のまま

スピーカーの位置は？

- ① 隣室隣家を考慮して配置
- ② 適当に取り付けた
- ③ 店外へ響くように置いた

窓のつくりは？

- ① 防音窓にしてある
- ② 普通の窓である
- ③ すき間がある

客の失態については？

- ① 店の責任で嘔吐物も掃除
- ② 一応は気を使っている
- ③ 店とは関係ない

もし苦情が出たら？

- ① 最善の努力をする
- ② 営業優先で対処する
- ③ ガマンしてもらう

店の入口の音もれは？

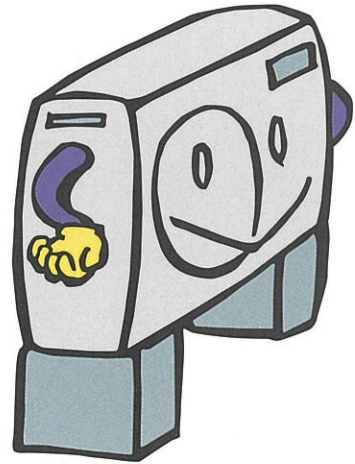
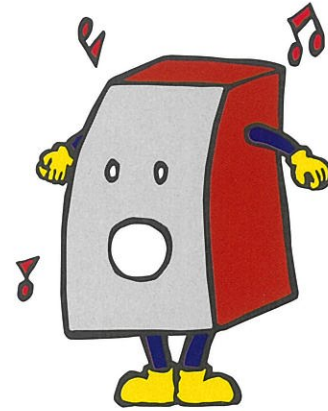
- ① 出入りのときも心配ない
- ② すき間だけはない
- ③ たてつけが悪い

①がすべてそろえば理想的 ②がひとつでもあれば、まだ改善の余地あり ③がひとつでもあればすぐに改善が必要

防音・におい 対策と留意点

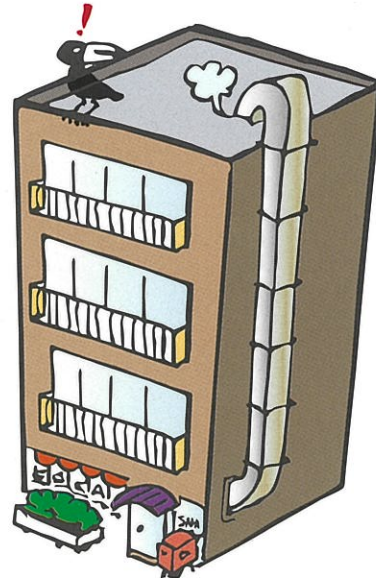
音響機器

- 外部にもれない程度の音量に固定する
- スピーカーの向き、取り付け位置を工夫する



エアコン

- 低騒音型を使用する
- 室外機の設置場所、向きを工夫する
- 室外機を防振ゴムなどで固定する
- 防音壁や吸音板の設置も検討する
- 定期的に点検する



換気扇

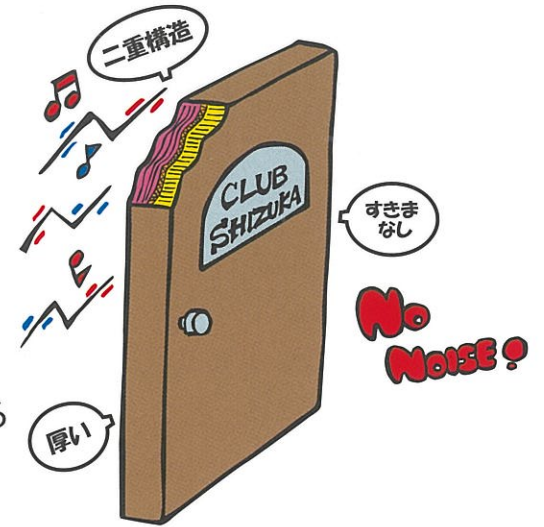
音だけでなく
においについても気をつける

- 低騒音型を使用する
- 吸音材入りダクトを使用する
- 排出口の場所、向きを工夫する
- 脱臭装置の設置を検討する
- 定期的に点検する

日頃から近隣にお住まいの方の
それぞれの機器の専門業者にも
苦情が寄せられた場合は誠意を

窓・ドア

- すき間をなくす
- 二重構造にする
- 開けっぱなしにしない
- 厚みのあるしっかりとしたドアにする
- 防音仕様など厚手のカーテンを使用する



壁・天井・床

- 吸音材や遮音材を使用する
- じゅうたんを敷く

人の声

- 店先での送り迎えは控える
- お客さんに協力をお願いする
- 従業員への指導を徹底する



立場に立って点検しましょう！
相談してみましょう！
持って話し合いましょう！

もし、苦情を言われたら？

苦情を言われたとき…最初はびっくりしてしまうかもしれません。「いつも気をつけているのに」と思うこともあるでしょう。

しかし、申立て人が苦情を言うまでにはずいぶん我慢し悩むものです。もし、苦情を言われたなら、一度相手の立場になって考えてみてください。解決のためには、まず話し合うことが大切です。そして、簡単にできることは早めに対策をお願いします。同業者が実践している事例等も参考にしてください。

深夜騒音やにおいを未然に防止するためには、営業者の皆さんの日頃の配慮、近隣とのコミュニケーションが不可欠なのです。

苦情を言われる前に今一度、お店の点検をお願いします。



日頃から近隣との良い関係を築いていくことが大切です

相談・問い合わせ先

所属	電話	住所
世田谷総合支所 地域振興課計画・相談担当	5432-2818	世田谷4-22-33 (区役所第3庁舎内)
北沢総合支所 地域振興課計画・相談担当	5478-8038	北沢2-8-18 (北沢タウンホール内)
玉川総合支所 地域振興課計画・相談担当	3702-1134	等々力3-4-1
砧総合支所 地域振興課計画・相談担当	3482-1324	成城6-2-1
烏山総合支所 地域振興課計画・相談担当	3326-1207	南烏山6-22-14
環境政策部 環境保全課	6432-7137	玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎)

